

鳥取県公共事業評価委員会運営規程

(目的)

第1条 鳥取県公共事業評価委員会条例第10条の規定により、この委員会の運営について次のとおり定める。

(委員会の開催)

第2条 委員会の招集は、原則として開会の日の少なくとも7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項等を記載した書面により通知しなければならない。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、会議の出席について、他の者を持って代理人とすることができない。

(議事録)

第4条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、議事録に記録するものとする。

2 前項の会議録には、議長及び議長の指名する2名の委員が署名押印しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

(会議資料の公表)

第6条 会議で用いた資料及び審議経過並びに審議内容は、原則として、公表するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。